

研究ノート 近世における二条城の「番所」

杉谷 理沙

【要旨】

本稿では、近世二条城の様々な番所について検討する。現在、元離宮二条城には東大手門に近接する番所が残っているが、近世においては複数の番所が存在した。番所は、寛永行幸の頃には境界(各御門前)に配置されていたが、二条在番による警衛体制が整って以降の絵図には境界に加え各御蔵前に番所が配置されている様子が見える。これは二条城が、実質的に幕府の米や銀子を貯蔵する施設という機能を持つようになったことと連動していると考えられ、二条在番による二条城警衛の役割には、これらの警固という面も含まれていたと考えられる。

はじめに

本稿は、近世における二条城の「番所」について、特に二条在番との関わりにおいてその機能や役割を検討するものである。

現在、元離宮二条城には東大手門入ってすぐ北側に番所が現存している(口絵4)。この番所は寛文三年(一六六三)に建てられたもので、全国でも数少ない現存する城郭の番所である。実は、かつて二条城には複数の番所が存在した。大番頭堀田正民による「二条在番手留」(神宮文庫蔵、五門一〇九号。『研究紀要元離宮二条城』第三号に翻刻を掲載。以下「手留」とする)には、柳番所・北門内番所・西御門切手番所・二之丸番所・与力番所・西御門内奥之番所・西御門与力番所といった様々な番所が記録されている。しかしながら、特定の番所が単に「番所」と記されていることが多く、文面だけでは判別が難しいことや、同一の番所が様々な名称で呼ばれることもあり、これらが城内のどこに存在し、どのような機能があり、誰が担当したのか等明らかでない部分が多い。そこで本稿では、まず二条城全体の番所の名称と場所の整理を行い、その全体像を把握することを目指す。

ここで、近世の二条城に関する概要を述べておきたい。¹⁾二条城は、幕府から派遣され、一年交代で二条城内に居住した二条在番の大番組と、二条城近辺に

居住した御門番組や御殿番らによって警衛・維持・管理が行われていた。二条在番は寛永一二年(一六三五)に制度が整えられたもので、一組につき大番頭一名・組頭四名・番士四六名、および与力一〇騎・同心二〇騎によって構成され、江戸から赴任してきた二組が二条城を警衛した。御門番組は東西御門番頭を筆頭として、二組が東西の門番を担当した。御殿番は代々三輪家が担当し、その名の通り御殿(二之丸御殿)の管理などを行った。

一 やまざまな番所

(1) 時代別の番所の比較

寛永三年(一六二六)、二条城への後水尾天皇の行幸が行われた。これを迎えるにあたり、二条城の城域は西側に拡張され、この部分に本丸が新造された。また行幸御殿も築かれた。行幸の翌年以降、行幸のために造られた諸施設は順次他所へ移築された。それと同時に、二条城警衛体制が整備されていくのに伴い、城内に諸役人の小屋や長屋が築かれていく。東西の番頭小屋および番衆小屋が新造されたのは寛文三年(一六六三)で、この時点で二条在番による警衛体制が完成したと言える。²⁾

表1は、大工頭中井家による寛永行幸に際しての作事記録から番所を抜き出

表1 寛永2～3年の二条城内外の番所

名称	坪数
御番所	3坪
(御本丸西口之高麗御門) 番所	3坪
(御唐門) 番所	3坪
(御門矢倉御長屋→) 番所	12坪
(御二之丸西橋→) 番所	3坪
(南突違御門→) 番屋	10坪
二ノ丸外番所式ツ	
(北突違御門→) 番所	10坪
太鼓番屋	4坪5分
御二ノ丸北御門番所	16坪
御築地御門番所	19坪5分
北ノ辻御番所	10坪
御城外良隅御番所	26坪
御城外巽角御番所	31坪
神明町通猪熊町通大宮町通古番所 (三ヶ所締)	
御城外坤隅御番所	30坪5分
二ノ丸外乾角御番所	20坪
追手御門御番所	30坪
二ノ丸外二条通御番所	22坪

【凡例】

- ・「寛永二丑年より寅ノ年迄二条御城御作事 (大工数覚) (相賀徹夫編集・発行『元離宮二条城』小学館、1974年)より作成。
- ・順番は史料の記載順。
- ・() 内は前条に記されている場所を示す。本文に「一、同～」とある場合はそのまま、「同」で結ばれていない場合は→を記入した。

したものである。二条城の作事として、城外の番所も記されている。図1は、行幸御殿・行幸後取り壊された部分、および残された部分を示した絵図である。便宜上、番所の位置を黒塗りで示した。図1のトレース元絵図は、天保一五年(一八四四)に大工頭の中井によって作成されたものだが、行幸御殿取り壊し後、寛文三年以前の様相を示している。表1において場所の比定が難しいものもあるが、表1と図1を照合するに、共通して存在する番所、表1にあつて図1にない番所(行幸後なくなった番所)、表1になく図1にある番所(行幸後造られた番所)、と分けられる。また総じて、これらは二条在番が二条城を警衛する体制が整う以前の番所の配置を示している。

対して、天保一四年(一八四三)の絵図をもとに番所の配置を示したものが図2である(図2②に示した本丸は天明八年(一七八八)の大火により焼失)。城外と城内をつなぐ御門に置かれた番所は共通しているが、唐門そばの番所・鳴子門の番所・南中仕切門の番所はなくなり、一方で各所の蔵のそばに番所が置かれるようになってきていること、また③の柳番所(足軽番所)が追加されていることがわかる。この時代、二条城には複数の米蔵が存在し、ここには將軍直轄領の年貢米が詰米として貯えられていた。また米蔵だけでなく金蔵も存在しており、本丸・二之丸とも金蔵のそばに大番所が置かれていることがわかる。

後に述べるが、この両大番所は二条在番衆の詰所であり、番衆により金蔵を見る機能もあわせ持つものであったと予想される。

(2) 各所の番所

次に、図2にみえる各番所について見ていきたい(各絵図の正式名称等は表2凡例を参照)。

① 北御門前の番所

北御門周辺は所司代の管轄で、二条城と城北の所司代屋敷を往来する際の通門であり、在番の番頭であつても自由に出入りすることは出来なかった。①は大体の絵図に「番所」とあるが、天保一四年(一八四三)の歴史中井には「モノオキ」とある。それ以上の詳細は不明。

② 北御門番所

①と同じく所司代の管轄であり、中井35には「所司代与力同心」と、中井37には所司代の「与力」とある。北御門を通行する必要があるときにはこの番所でチェックされたと考えられる。

③ 柳番所(足軽番所)

「手留」など大番頭の在番日誌には、両大番頭が北御門から出城して所司代屋敷へ出向く際、この「柳番所」前で落ち合い、また別れの挨拶を行っている様子が頻繁に見える。つまり、柳番所は両番頭が北御門へ出るための中継地点であつた。

柳番所は足軽番所とも呼ばれた。中井35には「大御番頭足軽番所」とあり、丹波亀山藩及川家文書の「二条城図」には「東小屋足軽」とあつて、番頭の足軽、とりわけ東組番頭配下の足軽が詰めていたと考えられる。すなわち、番頭付の足軽にも城内での役割が与えられていたことがわかる。

中井家文書の「柳ノ番所見分帳」によれば、柳番所は六帖で、南面に出格子が付けられていた。また、文政四年(一八二二)の「手留」には「柳番所前石橋を越」と、また文久元年(一八六一)の所司代酒井忠義の日記にも「足軽番所前石橋」とあり、番所前に石橋があつたことがわかるが、絵図類には描かれていない。

④ 二之丸御門同心番所

建物自体は米蔵に附属し現存している番所である。この場所は「二之丸御門」の入口にあたり、⑥の大番所へ行く際など番頭や番衆はこの門を通った。なお、行幸御殿取壊前は唐門脇に番所が存在したが、これはなくなっている。「手留」を見るに、番頭らが唐門をくぐるのは城内見分の際のみであって、日常的に唐門が通用門として使用されることはなかった⁹⁾。またこの番所は米蔵にも隣接していることから、これを警固する機能もあつたと考えられる。

中井35には「東御番頭同心番所」とあり、東組の同心が詰めたことがわかる。現存のこの場所には、同心によると思われる落書きが多く残されており、その一例が写真1である。年・日付・〇〇組同心と記されているものが多く、同様の文言が柱全体や番所内部にも見られる。ここに記されている四月中旬は、二条在番の交代の時期にあたり、つまり同心は自身の在番時期と所属を記し残したと考えられる。同様の落書きは、後に述べる⑥御料理之間の室内にも見え、このように在番の痕跡を残すことが一種の慣例となつていたのであろう。

⑤二之丸御門与力番所

多くの絵図に「与力番所」と、とりわけ中井35には「東御番頭与力番所」とあり、東組の番頭付与力が詰めたことがわかる。④と同じく、二之丸への往来および米蔵を見張る機能のものと考えられる。

⑥御料理之間／二之丸大番所・東大番所(口絵5)

現在、元離宮二条城において「御清所」と呼ぶ建物である。近世においては「御料理之間」、あるいは「二之丸大御番所」「東大御番所」と呼ばれた。ここは四つの部屋からなり、中央の小部屋を除いて畳敷きで、大部屋には囲炉裏が備えられている。囲炉裏からは煙突が出ており、煙を外へ排出した¹⁰⁾。

二之丸の御料理之間自体は、寛永行幸当時から存在した(中井34)。しかしながら、行幸御殿が取り壊される以前は、二之丸御殿内の御料理之間西に「御番所」が置かれており、取り壊し後にその機能が御料理之間へ移されて二之丸大番所と称されるようになったと考えられる¹¹⁾。大番所として用いられるようになって以降も「御料理之間」とは言うが、行幸以降日常的に料理を専らとして用いていた記録はない¹²⁾。行幸御殿修造時に厩が置かれ、それが無くなって以降も同所を御廐曲輪と呼び習わしたのと同様、その機能にかかわらず、かつての

名称がそのまま残されたのだろう。

また、天明八年(一七八八)の本丸焼失以前は、本丸内に「西大御番所」(⑪)が存在し、一方の二之丸大番所は「東大御番所」と呼ばれた。中井35には⑥が「東御番衆詰所」、一方の⑪が「西御番衆詰所」とある。すなわち、二之丸の大番所には東御番衆(先登組)が、本丸の大番所には西御番衆(跡登組)が詰めた。そして、焼失後は⑥のみが大番所となり、東西双方の番衆の詰所となった。国立公文書館内閣文庫蔵「雑事記」(請求記号:二一三・〇三二、『紀要』第三号に翻刻を掲載)には、二条在番は「一ヶ所の御番所を両組にて八番に勤む」ため、二ヶ所の御番所に勤番しなければならない大坂在番よりも好ましいと記されているが、勤めるべき御番所が一ヶ所しかないのは、西大番所が大火によって焼失したためであった。

この二之丸大番所には大きく分けて二つの機能があつた。番衆の詰所としての機能と、幕府関係者と番衆との対面所としての機能である。

①詰所としての機能

右に述べたように、二之丸大番所には東西の番衆が輪番で詰めた。おそらく、月番の番衆が担当する月に詰めたのだろう。

④同心番所の項でも述べた通り、もと二之丸大番所、現在の御清所内部の柱や壁面には、膨大な数の落書きが残されている。口絵6に挙げた絵もそのひとつで、多くは墨や掘り疵・掻き疵による文字である。その一例を写真2に挙げた。故郷を想う歌のようなものや、明和九年(一七七二)に「下立売下ル武衛町」で火事があつたという旨の文言も見えるが、多くは「年月日・『大納婦(あるいは大泊納)』という文言・名前」という構成になっている。

まず年月日は、そのほとんどが三月末〜四月上旬の日付となっており、これは二条在番の交代の時期にあたる。また、刻まれている文字の中には「四月有明帰府」(四月、明け方に江戸へ帰る)というものがある。そして、書かれているのは大番士の名前である。例えば口絵6には、宝暦七年(一七五七)のものとして「平岩親信・長尾景親・雨宮正央・八重盛教道」とある。平岩親信は宝暦二年(一七五二)から天明四年(一七八四)まで、長尾景親は宝暦五年(一七五五)から間を空けて明和五年(一七六八)以降まで、八重盛教道は寛保元

年（一七四一）から天明五年（一七八五）まで大番組に属した番士である。雨宮正央は大番組としての活動は不明だが、宝暦五年（一七五五）に御小性組として見える¹⁶。ちなみに、宝暦七年四月に在番を終え帰府したのは、七番組（番頭は酒井忠香）と一〇番組（番頭は堀田正実）の大番衆であった。これらを勘案すると、帰府を控えた番衆は、大番組勤めを納める最後の日に、在番の痕跡を残していったのではないだろうか。これら御清所の落書きについては引き続き調査を進めている。その詳細な検討は今後の課題としたい。

②対面所としての機能

本書所収「二条在番諸絵図外絵図」の4・5・13・30（以下、諸絵図〇と表記）に見えるように、二之丸大番所は老中・所司代・目付が来城した際の番頭・番衆との対面所としても使用された。例えば、嘉永三年（一八五〇）に老中松平乗全と所司代内藤信親が来城した際は、両者は北御門から入城し北御門櫓を見分した後、二之丸御門をくぐって米蔵と台所を見分、その後二之丸大番所に上がり、組頭が着座場所の案内をした。着座後、老中松平は上意を申し渡し、番頭らが御礼を述べ、老中・所司代は退出している¹⁷。このように、二之丸大番所には老中や所司代、目付、番頭の出座があった。ちなみに、彼らが落書きをどう認識していたのかは知る術がないが、これらが咎められた形跡はない。

⑦廊下橋御門番所

本丸と二之丸をつなぐ廊下橋付近に存在した番所である。絵図類には単に「番所」とあるが、中井家文書の「所々鑑有所之覚」に「廊下橋同心番所」と、京都大学附属図書館蔵中井家文書の「二条御城中御廊下橋御普請仮小屋絵図」にも「同心御門番所」とあって、東西番頭の同心が詰めたと考えられる。また、貞享三年（一六八六）の破損見分の記録によれば、番所が置かれた東寄三間分に床が張られていた¹⁹。ちなみに、廊下橋南御門および廊下橋二階は両番頭により厳重に封印が施されている²⁰。

⑧東御門番所

二条城内で唯一独立した番所として現存しているものである（口絵4）。中井35には「山岡七右衛門与力」と記されている。山岡七右衛門は『柳宮補任』の「二条御城代」の項に最後の城代として見える人物である。同史料には、「（前

略）廿日代り東西御門番勤、但西御門二条御城番卜号、往古ハ老人宛、同心三十人属ス、山岡七右衛門跡江御定番式人被仰付」とある。ここで東西御門の警固について今一度確認しておく、寛永二年（一六二五）に伏見城門番をとめていた春日・柘植が二条定番（東御門は城代とも言う）となり、春日が東大手門を、柘植が西御門の警固を担当することとなった。これらは元禄一二年（一六九九）に御門番組として再編成され、両御門番頭の下にそれぞれ与力一〇騎、同心二〇人が所属する体制となる²¹。この再編成前の最後の城代が山岡七右衛門であった。

ここは絵図類に「御門番預り」とある²²。すなわち、東御門番所は一貫して城代（定番）あるいはその後続となる御門番組の管轄であって、二条在番が担当するところではなかった。

⑨北中仕切門の番所

北中仕切門付近に存在した番所。絵図類には単に「番所」とある。表1に見える「北突違御門」付近の番所がこれにあたると考えられる。ちなみに、寛永の時点で存在した南中仕切門の番所がなくなっているのは、同所に西番衆小屋が建てられたためと考えられる。

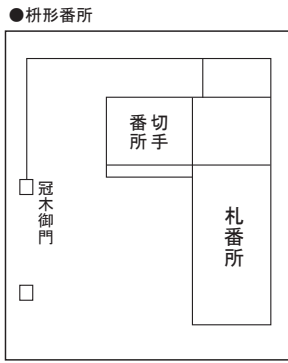
⑩西番頭小屋の番所

歴彩中井には「番所」とあるが、ほかには見えない。西番頭小屋の門番所か。

⑪本丸大番所／西大番所

⑥で述べたように、本丸大番所は本丸北西に位置していたが、天明八年（一七八八）の大火による本丸火災に伴い焼失し、その後再設置されることはなかった。大火以前の絵図では、⑪が「西大御番所」、⑥が「東大御番所」と呼び分けられているが、焼失後は⑥のみ大番所、あるいは二之丸大番所と称されるようになる。また、二章で述べる「誓詞箱」は、焼失前は西大番所に置かれていたが、焼失後は東大番所（二之丸大番所）に置かれるようになった²³。なお、西大番所の東隣には金蔵が存在した。二之丸大番所の隣にも金蔵があったことから分かるように、大番所は番衆の詰所であり、かつ金蔵を警固する機能をあわせ持つものであったと考えられる。

⑫西奥番所



(諸絵図42より作成)

中井35には「鈴木市兵衛与力同心」とある。鈴木市兵衛は、**⑧**で述べた山岡七右衛門と同時期の二条定番で、同じく元禄一二年(一六九二)に門番頭へと替わる前の最後の定番であった。諸絵図42には、「御門番頭小林弥兵衛」とあり、東御門番所同様、この番所は御門番組の管轄であった。つまり、東御門番所と対になる西御門番所はこの西奥番所を指す。そして、諸絵図42や「手留」文政三年(一八二〇)四月一七日条に見えるように、二条在番の交代に際し、番頭は西御門から城入りし、御門番頭の案内で西奥番所へ入り交代の儀を行っている。

⑧ 枅形番所／札番所および切手番所

天保五年(一八三四)の「二条御城中西御門并内廻出来形絵図」に「枅形番所」とある通り、西門の枅形に配置された番所である。諸絵図42からわかるように、ここには札番所と切手番所が併設されていた(左図)。中井35には「両御番頭家来札改番所」とある。また幕末の安政元年(一八五四)に両番頭が所司代に宛てた城内警衛に関する覚には「西御門切手番所、私共家来人数相増、昼夜共勤番為仕可申候事」とある。すなわち、札番所・切手番所ともに枅形御門番所には両番頭の家来が詰めた。また、延享四年(一七四七)に丹波亀山藩及川家の及川周広が、諸家の絵図から情報を補記したという「二条城図」には、「此枅形内番所御定番同心一人、両番頭方侍一人、徒一人ツ、相詰、出入之札相改也」という小書がある。すでに定番は廃止されているため、定番がその後身にあたる御門番のことと解釈すると、この枅形番所には御門番組同心一人と、両大番頭の家来(侍二人、徒二人)が詰めたということになる。

さて、札と切手は、どちらも二条城に入城するための許可証であった。二条在番を担当する大番組の番衆は、京都への出立前に番頭から「御城御門木札」を手渡されている。

また、「二条在番登前留下帳上」の札番所宛の覚書には、「初而 御城中へ出入候医師者、迎送札ニ而組頭衆奥書之紙切手番頭裏判有之者通し可申候、二度目よりハ迎送札ニ組頭衆裏判之紙切手ニて可通

之事」とある。すなわち、初めて二条城に出入りする医者には、迎送札十組頭衆の奥書と番頭の裏判を捺した切手を持参すれば入城を許可し、二度目以降は迎送札十組頭衆が裏判を捺した切手を持参すれば入城を許可したことがわかる。このように、札と切手はセットで確認されたようである。また元禄一〇年(一六九七)頃の「御番所へ極月相渡候諸道具之覚」(中井家文書)には次のようにある。

一、西之御門札番所へ拙者共判鑑之札遣置申候、是者御城外御破損之節諸道具出候拙者共切手札ニ而出申候、此旨前方御番頭江申上、鑑札も懸御目、御番頭方札改番所へ被遣候、右之切手札拵候而拙者共月番之方ニ指懸申候、文意が取りづらい部分があるが、中井の署判と印鑑を付した札(番頭が目を通し札番所に渡したもの)が札番所に渡され、城外に破損箇所があった際に諸道具を持ち出す場合、これに加えて中井から用意した切手札(月番の者に渡した)を持参すれば、西御門を通行することが出来た、と解釈できるだろう。

ところで、枅形番所に近接する西御門の控柱の貫にもまた、多く落書きが残されている(写真3)。此処の落書きは番所に残されたものと違い、多くは絵で、狐や船、また馬印と思われるものが掘られている。一部の文字には「元文二年巳四月十一日」とあり、また「遠江国豊田郡崎村」といった地名も見られ、京都外からやってきた者が在城の証を残していることがわかる。

⑨ 高麗御門与力番所(本丸の与力番所)

本丸消失前にあった、本丸金蔵西側の番所。中井35には「西御番頭与力御番所」とある。すなわち、本丸焼失前には、本丸は西組、二之丸は東組という分担があったことがわかる。

⑩ 高麗御門同心番所(本丸の同心番所)

本丸西橋に存在した高麗御門付近に置かれた番所。中井35には「西御番頭同心御番所」とある。なお、本丸西橋も天明の大火により罹災し、架橋されていない時期があった。当然ながらこの期間には番所も存在しておらず、実際天保一四年(一八四三)の歴彩中井には、本丸西橋および高麗御門番所は描かれていない。一方、幕末に本丸天守台から撮影された写真(松戸市戸定歴史館所蔵)には西橋が写っており、橋は何時かの時点で再建されたらしい。なお、焼

失後を描く宮内庁中井には、橋・高麗御門およびこの同心番所が描かれており、この番所も再建された期間があったと思われるが、詳細は不明。

⑩米見番所

歴彩中井には「米見番所」とあるが、ほかの絵図には単に「米見所」とある。米蔵を警固するために置かれたと考えられる。また同様の「米見所」はそれぞれ米蔵付近に置かれていた。中井家文書の「御城内外跡御修復箇所之内手伝方永野屋七右衛門請負之分仕分御入用内訳帳」という史料には、「二之丸御台所前御米蔵附米見番所」とあり、絵図には番所と記されなくとも、これらは米見番所として認識されていたことがうかがえる。

その他——城外の番所

表1に城外番所が二条城作事として見えるように、二条城外の周囲には六ヶ所の番所が置かれていた。城外の番所については史料が少なく、その実態は不明ながら『京都町触集成』には「御城番場六番所」とある。安政元年の覚には、「御城外柵木戸内往来之者共、口々番所に而相改候之様奉存候事」とあり、口々（三条口、竹屋町口など）に置かれた番所で、往來の者の改めを行っていたことがわかる。

また江戸東京博物館蔵「二条在番着後留」寛政一〇年（一七九八）四月二二日条には、次のようにある。

一、右進達書備前守召使二付我等老人大蔵大輔殿江罷越、進達候処、御承知之旨被御申聞候、

（中略）

浅野老岐守組江戸表跡立之御番衆道中川支二而、今朝上着仕候、依之備前守組跡立之御番衆、明廿三日御番代仕候二付、夜八時方人馬御城内江呼入申候間、三条口柵木戸無滞入候様、被仰付可被下候、以上、

四月廿二日

遠藤備前守
（政賢）
建部内匠頭

このとき、二条城には寛政九年（一七九七）の跡登組番頭遠藤胤富と、寛政一〇年の先登組番頭建部政賢が在城していた。この両者から所司代に宛て、川止めのため遅れて城入する番衆（寛政一〇年跡登組、番頭は浅野長致）の、三

条柵木戸の通行を許可するよう願ひ出ている。すなわち、口々柵木戸の通行許可を出すのは所司代であった。

二 番所の機能

（1）二条城の御蔵と番所

前章にて見たように、また図1と図2を見比べてわかるように、二条城の番所は各門前だけでなく、御蔵のそばに置かれるようになった。すなわち、番所には御蔵の警固としての機能もあつたと考えられる。

飯島千秋氏によれば、二条城の御蔵は寛永行幸に備えた一連の普請事業の中で修築され、正徳期（一七一―一六）頃には城内三ヶ所に三棟一戸前が、城外に一棟二戸前が存在した。また寛政二年（一七九〇）段階では城内に五棟一七戸前、城外に二棟二四戸前、証文蔵一ヶ所と縄藁入蔵一ヶ所が存在したというから、その数は増加している。さらに、元禄六年（一六九三）頃には二条城に金蔵が存在せず、金蔵ではない御蔵に幕府の銀子が納められていたと言いが、元禄六―一二年の様子を表していると思われる中井35にははつきりと「金蔵」が描かれ、そばには番所も見える。

（2）番所に何を置いたか

記録類には番所に様々な物を置いていた様子が見え、警備に留まらない番所の位置づけが見えてくるように思われる。そこでこの節では、番所に置かれていた物を通じてその機能について考えたい。

①御黒印・御下知状・誓詞箱を置く

「手留」文政二年（一八一九）四月二六日条には次のようにある。

一、右相濟、二丸御番所ニ有之 御黒印・御下知状之箱并誓詞箱、今朝出雲守小屋江取寄七被置候二付、封印切拜見之上 御黒印・御下知状入半櫃、且誓詞箱之鍵、是又封し候而、両封印いたし候上、出雲守方二丸御番所江差越置被申候、尤切り替之節者用方之者罷出候、

右の前文では、両番頭が組頭衆と面会、例格の書付および所司代より下された在番の心得を組頭へ達して挨拶をかわし、各役者が誓詞の血判を行うなど、在番を開始するにあたっての儀礼を行っている。

ここで見える御黒印・御下知状は、「手留」に「寛永十七年三月七日御黒印老通」
 「慶長十八年七月十八日御黒印写老通」「下知状并伏見下知状写老通ツ」とあ
 る。寛永一七年(一六四〇)三月七日の御黒印および下知状は、同日に幕府が
 二条と大坂の在番に下した、在番の心得を定めた条々を指す^⑩。

また慶長一八年(一六一三)七月一八日の御黒印写および下知状写は、次の
 黒印状とこれに付随する下知状が写されたものを指すと考えられる。

伏見在番之面々江之御条目并下知状

伏見城在番中法度

- 一、喧嘩口論堅令停止之上、於違背之輩者、不論理非、双方可為成敗、
 或親類、或依知音之好、令荷担者、従本人為曲事之条嚴重可申付事、
- 一、自然如何様之儀雖有之、不可出城中事、

一、在番中、若有用所、於罷出者、番頭兩人江相尋、可任其意、番頭用所
 付而者番衆中江相断へき事、

右嚴重可申付之、令用捨濫之儀有之者、兩人可為曲事者也、

慶長^⑪八年七月十七日 御黒印

井伊掃部頭とのへ

渡邊山城守とのへ

なぜ伏見城の在番中法度が封印を施され大番所に置かれていたのかという
 一と、伏見城の廃城および二条城の警衛体制確立の歴史が関係している。以下、
 渡邊忠司氏の論稿^⑫よりその経緯をまとめておく。二条城の築城当初、徳川氏の
 軍事拠点は伏見城であった。慶長一二年には伏見城の城代に松平定勝、大番頭
 に右の史料に見える渡邊茂が配置され、元和三年(一六一七)には在番が一年
 交代と定められている。そして元和五年(一六一九)に伏見城の廃城が決定、
 寛永元年(一六二四)には伏見城の天守が二条城に移築された。徳川政権は廃
 城前に伏見城の恒常的警衛態勢を整えており、この伏見城の守衛部隊が二条城
 へ移り、二条城の警衛体制が形成されることとなる。寛永二年(一六二五)に
 は渡邊茂が二条定番に任命され、また前述の通り、伏見城の御門警衛を担当し
 ていた春日・柘植も二条定番へ移った。春日・柘植は東御門・西御門の警備を
 担当することとなった。渡邊は二条城代となり、また渡邊が大番頭であったこ

とから、二条城は大番組に所属する番衆三〇人二組、また城代に附属する同心
 三〇人が渡邊の配下として二条城を守衛することとなった。渡邊は寛永一二年
 (一六三五)に職を解かれ、これに代わって大番頭保科正貞・安部信盛が在番
 を命じられ、それぞれが番衆五〇人を引き連れて二条城へやってきた。これが
 二条在番の「濫觴^⑬」である。

すなわち、大雑把に言えば伏見在番は二条在番の前身であり、それゆえに伏
 見在番に下された在番中法度が、二条在番の基本法則のひとつとして、大番所
 にて嚴重に保管されていたと考えられる。

次に「誓詞箱」とは、その名の通り誓詞を入れる箱である。誓詞とは起請文
 のことで、初めて二条在番に従事する番衆は出立前に誓詞を提出し、精勤を神
 仏に誓う必要があった^⑭。また城入りの儀礼の際、御破損奉行や御弓奉行などの
 役者は、番頭の右筆が誓詞罰文を読み上げた後、これに血判を据え提出してい
 る。提出された誓詞は箱に入れて両番頭の封印を施し、二之丸大番所にて保管
 された。また誓詞箱の鍵は「月番箱」という月番の番頭が持ち回る箱に入れら
 れており、御黒印・御下知状・誓詞ともに嚴重な管理がなされていた。これら
 はいずれも在番としての心構えを規定した文書であり、これが二之丸大番所に
 保管されていたということは、ここが二条在番にとつての城内における拠点で
 あったことを概念的に示していると考えて良いのではないだろうか。

② 諸道具を置く

前項でみた寛永一七年(一六四〇)に幕府から出された条々には、「御番所
 に武具并得道具可置之事」とある。この条文の通り、番所には武器類が置かれた。
 諸絵図42には、^⑮西奥番所に置かれていた鍵等とみられる絵が描かれている。
 右側に置かれているのは三つ道具と呼ばれるもので、捕り物に使用する突棒・
 袖搦・刺股を表す。また文化七年(一八一〇)の御門番組与力による「月番控
 帳」^⑯には、西奥番所・東御門番所ともに鍵や鉄炮などの武器類が置かれていた
 ことが見える。

また「二条二之丸御番所御道具申送帳」^⑰には、二之丸大番所に置かれた武器
 類も書上げられている。これによれば、鉄炮や胴乱など武具に類するもののほ
 か、御紋付の提灯や御門の海老錠、鋸や斧といった実用品、棕櫚箒や手桶など

の掃除用具も置かれていた。各道具は、二条在番の入れ替わり時に、員数や疵の有無などがチェックされ、必要に応じて修復や新調が行われた。

③ 所々の鑑を置く

各番所には、城内各所の鑑も置かれていた。元禄十一年（一六九八）頃のものと考えられる「所々鑑有所之覚」（中井家文書）には、「廊下橋同心番所」(7)に本丸玄関前御門の鑑・本丸玄関脇埋御門の鑑・本丸玄関前火之用心道具入れの鑑（破損奉行の封印）・廊下橋御門の鑑・同所南の御門の鑑（両番頭が箱に捺印）・同所北の開戸の鑑・二之丸堀端御門の鑑を、また「高麗御門与力番所」(11)には御本丸良（北東）櫓の鑑（番頭が箱に印）、高麗御門の鑑、御廊橋二階の鑑、御焔硝石蔵戸前の鑑を、「二之御丸与力番所」(5)には二之丸火用心道具を入れている所々の鑑（破損奉行の封印）を置いていたとある。

このように、近世の二条城ではあらゆる場所や物に鑑が付けられていたことがわかると同時に、番所には鑑を管理する役割も与えられていたことが知られる。

むすびにかえて

以上、瑣末ながら二条城の番所について検討した。寛永行幸が行われた当時には、各門々の警固を中心として番所が配置されていたが、城内に蔵が建てられ、幕府の詰米や銀子が貯蔵されるようになるのと連動してか、番所の数も増え、これらが警固されるようになった。これらを担当したのは、主に二条在番の与力や同心で、また大番頭の家来・足軽にも番所勤めの職務が与えられていた。

このように見て行くと、築城時より行幸が行われた頃の二条城と、將軍の御成がなくなり、また城内に二条在番の居住施設が整えられて以降の二条城とは、その位置づけや役割が変化していることに気づく。近世における二条城は、幕府が京都と天皇・朝廷を守護する存在であることの象徴であったとされるが、二条在番は決して空虚なシンボルを守護していたのではない。実質的に言えば、二条城は幕府の貯蔵施設であったと捉えることもでき、これらを含めて二条在番には「二条城の警衛」が任されていたと言うべきではないだろうか。

【注】

- (1) 詳細は柴崎謙信「二条在番と二条城」『研究紀要元離宮二条城』第一号、二〇二二年）参照。
- (2) 今和泉大「第二章 二条城大改造（寛永期～元禄期）」『平成三〇年度史跡二条離宮（二条城）保存活用計画策定に係る歴史調査業務報告書「概要版」』二〇一九年）。図1からわかるように、番衆長屋自体は寛永行幸時から存在した。
- (3) 渡邊忠司「近世二条城蔵詰米と京都商人」『佛教大学宗教文化ミュージアム研究紀要』一〇、二〇一三年）。
- (4) なお、絵図を用いる際に注意が必要なのは、その描かれた年代や内容がいつのものであるのか明確でない場合が多いことに加え、図の主旨により存在しても描かれていない場合があるということである。例えば、西組与力同心小屋そばには稲荷社が存在していたが、中井家の絵図にはほとんど描かれることがない。これは稲荷社が大工頭中井家の管轄外の建物であったことによると考えられる。
- (5) 京都府立京都学・歴史館蔵、請求記号…館古一六四一三〇四一。同じ文言を記す類似の絵図が、兵庫県立歴史博物館喜田文庫にもある。
- (6) 番頭・番衆の居住区域は東西に分かれており、東には先登組が、西には跡登組が居住した。
- (7) 京都府立京都学・歴史館蔵、請求記号…館古〇二三一六二一六。
- (8) 日本史籍協会編『所司代日記』文久元年六月九日条。
- (9) なお、宮内庁中井によれば、唐門は御殿番三輪の預かりであった。
- (10) 京都大学附属図書館蔵中井家文書「七番終大御番所廻」（請求記号…中井家絵図・書類／四六一一〇）。
- (11) 天保一四年の歴彩中井には「御料理之間、当時大番所」とある。「当時」は「今」の意。
- (12) 困炉裏があったため煮炊きは行っていたと思われるが、料理のための施設ではなくなっている。
- (13) 『新訂寛政重修諸家譜』（続群書類従完成会、以下『諸家譜』）巻一八、一〇五頁。
- (14) 『諸家譜』巻九、二六五頁。
- (15) 『諸家譜』巻一九、二八六頁。

- (16) 『諸家譜』巻四、二八一頁。
 (17) 『紀要』第一号編⁴⁰⁾。
 (18) 請求記号・中井家絵図・書類／五一―一九。
 (19) 西和夫・荒井朝江「二条城二階廊下・溜りの部材調査と復原について」『日本建築学会関東支部研究報告集』一九八六年。
 (20) 「手留」文政三年五月一日条。
 (21) 渡邊忠司「徳川政権と京都二條城警衛体制の確立」『佛敎大学歴史学部論集』三、二〇一三年。
 (22) 三井文庫旧蔵「順覧筆記」(国文学研究資料館蔵、請求記号・MX―三〇三―一六)には、「東御門に番処あり、御裏門番の組頭のもの勤番」とある。二条城における「御裏門」が何を示すのかは不明。
 (23) 中井家文書「諸道具之覚」。
 (24) 京都府立京都学・歴史館蔵中井家文書、請求記号・館古〇二三―一五九―二。
 (25) 『大日本古文書』幕末外国関係文書之五、三九五頁。
 (26) 前掲注(5)。
 (27) 「手留」文政三年三月一日条。
 (28) 東京大学法学部研究室図書室法制史資料室蔵、請求記号・甲二二―一三四〇。
 (29) 城内出入のための木札の雛形が、京都大学附属図書館蔵中井家文書に残されている(御城内出入札御鑑札札等絵図)請求記号・中井家絵図・書類／五〇―一八)。
 (30) ちなみに、これらは北側の貫にしが見えない。「手留」文政三年四月一七日条の番頭城入の条に「西御門江罷越候所、御門片扉開申候」とあり、西御門は片側のみ開かれた、とあることと関連しているように思われるが、詳細は不明。
 (31) 在番の番士は旗本であり、また与力や同心も江戸からやってくるが、番士に随従する下人は旗本領の在り地から徴発される場合があった(岩城卓二「在坂役人と大坂町人社会」『近世畿内・近国支配の構造』柏書房、二〇〇六年、初出二〇〇二年)。ここには遠江国とあり、また四月の日付も見られることから、これらも二条在番に伴い京外からやってきた者が残した落書きの可能性もあるが、詳細は不明。

- (32) 元離宮二条城事務所編『史跡旧二条離宮(二条城)保存活用計画』二〇二〇年に掲載の写真七四。
 (33) 『研究紀要元離宮二条城』第三号の参考図1参照。
 (34) 『京都町触集成』巻六一―一五三九、一五八〇。
 (35) 前掲注(25)。
 (36) 請求記号・FIS／〇〇〇一／〇二〇五。
 (37) 跡登番頭は番衆の後に上京する。また、このとき夜八時(午前二時〜四時頃)に人馬を城に入れていたが、「手留」にも同時刻に在番交代の儀が開始され、城入りする番衆が堀端にて行列をなしている様子が見え、在番の交代はこの時間に行われる慣例であったことがわかる(文政三年四月一七日条、翌年同日条)。
 (38) 飯島千秋「江戸幕府の米蔵」『江戸幕府財政の研究』吉川弘文館、二〇〇四年、初出二〇〇〇年。
 (39) 「京都役所方覚書 下」による。
 (40) 『紀要』第一号の編²⁴⁹⁾。黒印状は將軍が直接発給者となって黒印を捺したもの、下知状は黒印状に書かれた將軍の上意を老中が下達、黒印状を受けて職務内容を詳しく規定したものである(菊池勇夫「箱館奉行の基本性格について——黒印状・下知状の分析」『北方史のなかの近世日本』校倉書房、一九九一年、初出一九八七年)参照。
 (41) 前掲注(21)。
 (42) 『慶延略記』による。
 (43) 「手留」文政三年二月一日条等。
 (44) 渡邊忠司編『近世京都二條城御門番組与力記録』(名著出版、二〇一八年)所収。
 (45) 京都府立京都学・歴史館蔵、請求記号・館古五〇三。
 (46) 笠谷和比古「禁裏と二条城をめぐる政治的表象」『武家政治の源流と展開』清文堂出版、二〇一一年、初出二〇〇六年)。
 【付記】本文中使用した史料の閲覧につきまして、ご高配を賜りました各所に謝意を申し上げます。

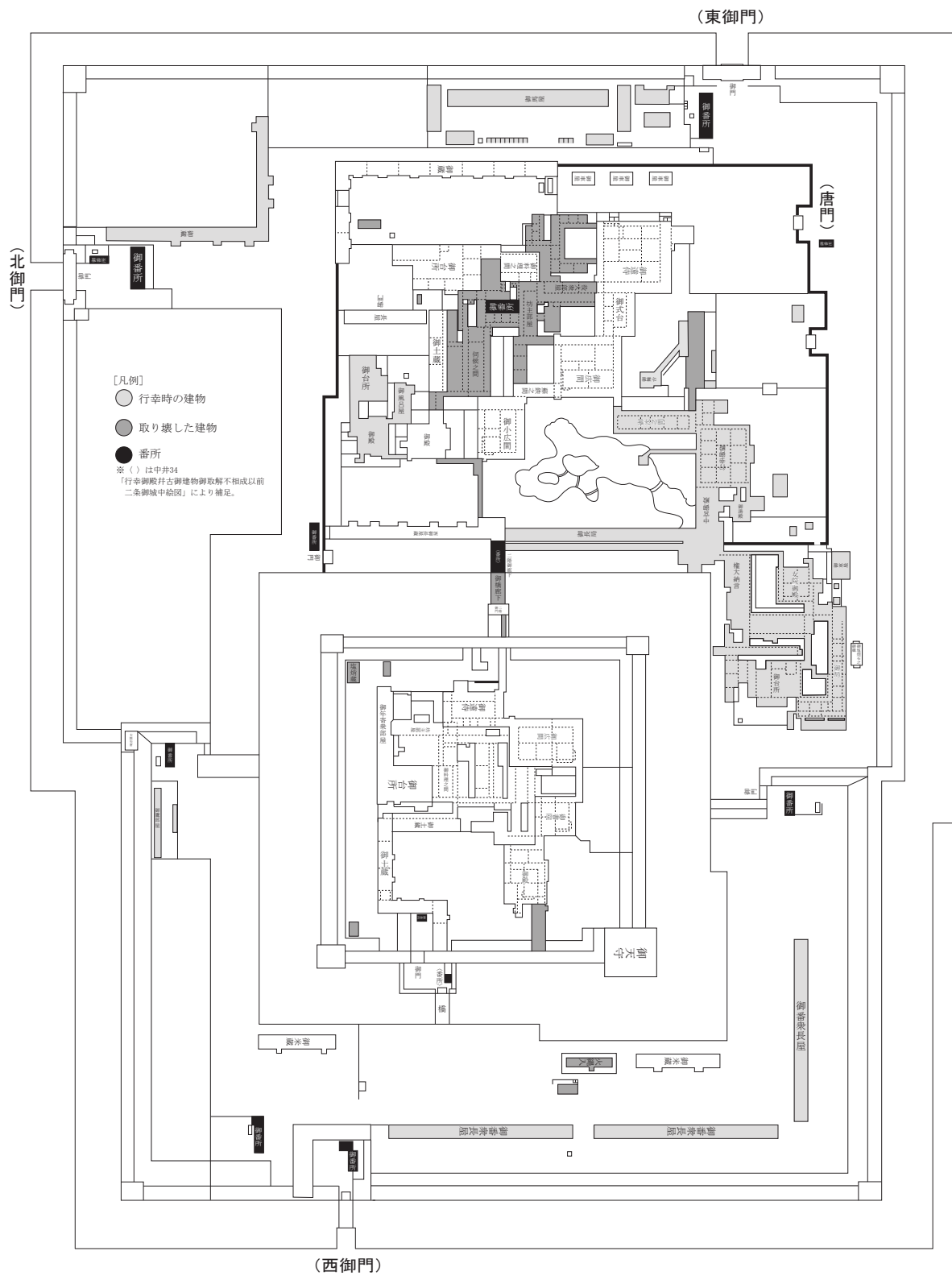


図1 行幸御殿取壊前の二条城内の番所配置

京都大学附属図書館蔵「二条御城中絵図」（請求記号：中井家絵図・書類/52-4）をトレース。

便宜上番所を黒塗りで示した。

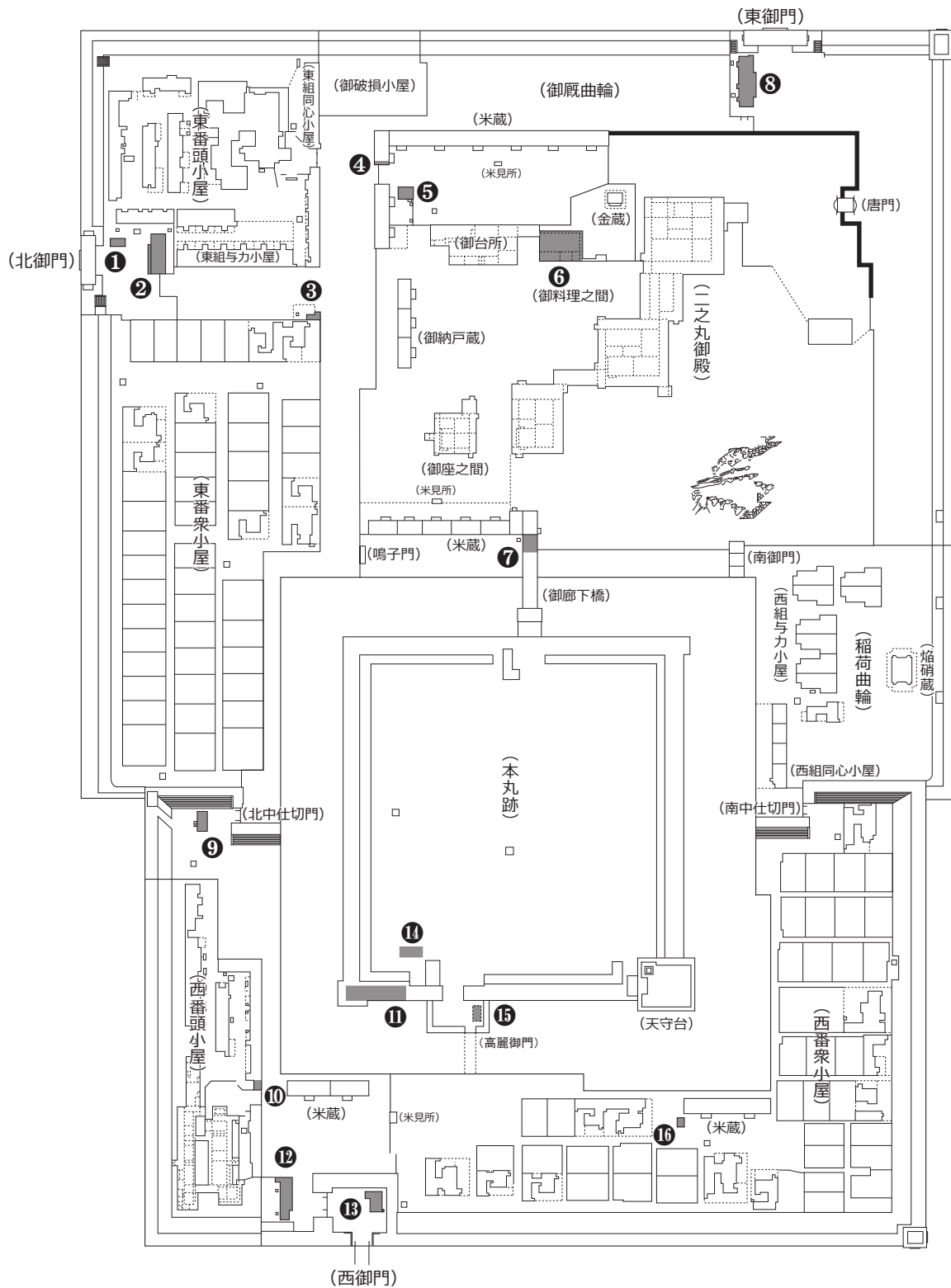


図 2-① 二条城内の番所配置

歴彩中井をトレース。⑪・⑫・⑬は中井 35 により補記した。

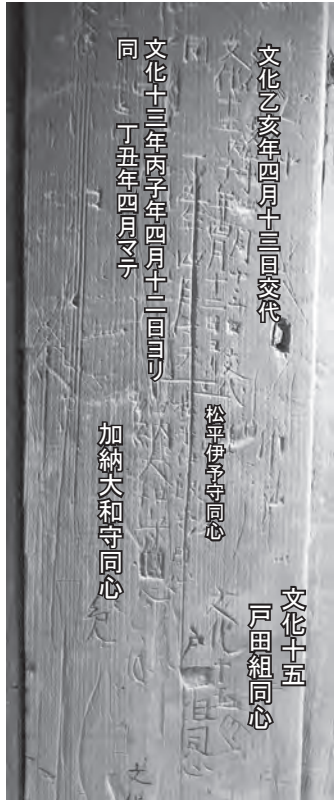


写真1 ④二之丸御門同心番所の柱

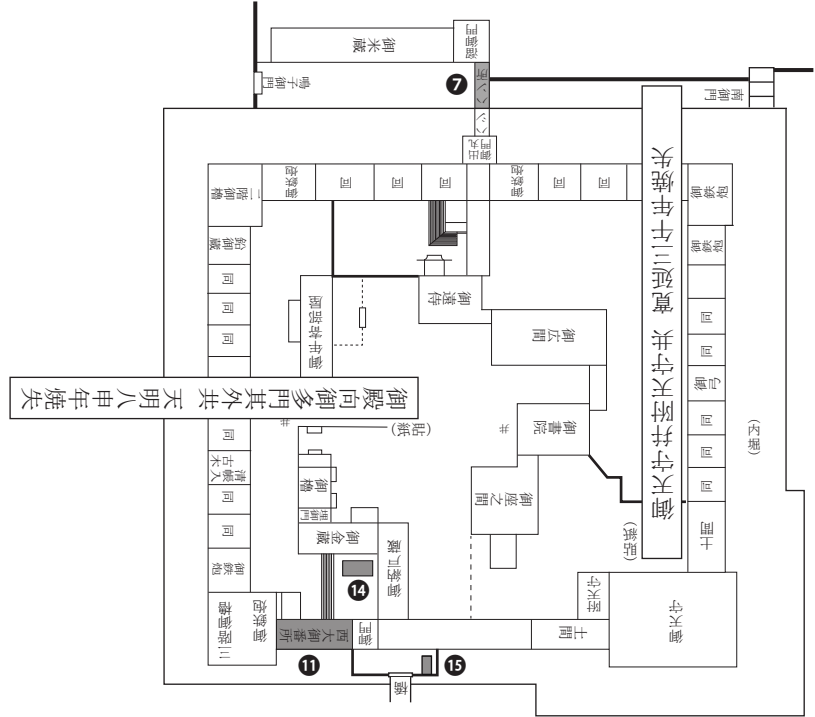


図2-② 焼失前の本丸（行幸御殿撤去後）
中井 37「二条御城中絵図」より本丸部分のみトレース



写真3 西御門の控柱の貫



写真2 ⑥御清所（御料理之間・二之丸大番所）の東面小壁の柱

※写真1・2・3とも通常非公開箇所

表2 絵図に見える番所

絵図 場所	中井 35 元禄 6 ~ 12 (1693 ~ 1699)	中井 36 享和 2 年以後 (1802 ~)	中井 37 本丸焼失*後 ※天明 8 年 (1788)	中井 38 享和 2 年 (1802)	中井 42 本丸焼失前	中井 93 本丸焼失前	歴彩中井 天保 14 年 (1843)	宮内庁中井 本丸焼失後
①	番所	御番所	ハン[] (付箋で見えず)	番所 (カ)	御番所	番所	モノオキ	番所
②	御番所 (御所 司与力同心)	御番所	所司代与力 ハン所	番所	御番所	与力番所	北御門番所	番所 (御所司 御預り)
③	(大御番頭足軽) 番所	番所	ハン所	□□ (番所カ)	御番所	柳番所	番所	番所 (御破損 奉行預り)
④	東御番頭同心 番所	—	ハン所	—	番所	番所	番所	番所
⑤	番所 (東御番頭 与力)	御番所	与力ハン所	番所	御番所	与力番所	番所	番所
⑥	御料理之間 (東御番衆詰所)	御料理之間、 二ノ御丸大 御番所	御料理間	大御番所	御料理之間	御料理之間	御料理之間 (当時大番所)	大御番所 御料理之間
⑦	両御番頭 同心番所	—	ハン所	番所	—	—	番所	— (二階御□□)
⑧	御番所 (山岡 七右衛門与力)	御番所	与力ハン所	番所	御番所	番所	東御門番所	番所 (御門番預り)
⑨	(西御番頭足軽) 番所	御番所	(付箋で 見えず)	番所	御番所	番所	番所	番所
⑩	—	—	×	—	×	×	門番所	×
⑪	西御番衆詰所	御本丸大御番所	【西大御番所】	【大御番所】	大御番所	西大御番所	×	×
⑫	番所 (鈴木市 兵衛与力同心)	御番所	与力ハン所	番所	御番所	御門番 (カ) 与力番所	西奥番所	番所 (御門番預り)
⑬	(両御番頭家来 札改) 番所	御番所/ 御番所	ハン所	番所	御番所/ 御番所	番所/番所	—	番所/番所
⑭	(西御番頭与力) 御番所	×	【与力ハン所】	(貼紙で 見えず)	×	(与力) 番所	×	×
⑮	(西御番頭同心) 御番所	高麗御門御番所	【ハン所】	(貼紙で 見えず)	御番所	番所	×	番所
⑯	×	御米見所	米見所	□□	米見所	米見所	米見番所	米見所

[凡例]

・各絵図の出典は以下の通り。

中井 35、36、37、38、42、93：谷直樹編『大工頭中井家建築指図集』（思文閣出版、2003年）所収。番号は本書の通し番号による。

歴彩中井：京都府立京都市・歴彩館所蔵中井家文書「二条御城中惣絵図」（請求記号：館古 023 - 160）

宮内庁中井：宮内庁書陵部蔵「二条城内外之図 二条御城内之図」（函架番号：209.373）

・「—」は建物は描かれているが名称等情報が記されていないことを、「×」は建物自体描かれていないことを示す。

・〈 〉は絵図中の小書きを、【 】は絵図中本丸焼失域として貼紙にて覆われている部分を示す。